第１章　総　　則

第 1 章　総　　則

1・1　総　　則 ..... －3－
1・1・1　適　　用 ..... －3－
1・1・2　環境への配慮 ..... －3－
1・1・3　補　　則 ..... －3－
1・1・4　諸法令の遵守 ..... －3－

第 1 章　総　　則

1・1　総　　則

1・1・1　適　　用

1. 管工事仕様書（以下「仕様書」という。）、札幌市土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、札幌市水道局が発注する管工事に係る契約書及び設計図書の内容についての統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の履行の確保を図るためのものである。
2. 受注者は、仕様書の適用にあたっては、この仕様書によるものとし、これに定めのない事項については別に定める仕様書（以下「特記仕様書」という。）及び共通仕様書により施工するものとする。
3. 共通仕様書の適用にあたっては、札幌市工事施行規程を札幌市水道局工事施行規程に読み替えるものとする。
4. 本総則は、共通仕様書と重複する内容については割愛することとする。

1・1・2　環境への配慮

受注者は、環境配慮指針（札幌市環境影響評価条例に基づく環境配慮指針）及び関係法令、条例等を遵守し、周辺地域の環境保全ならびに環境負荷の低減に務めるものとする。

1・1・3　補　　則

1. 各種提出様式について

   札幌市水道局へ提出する書類は、共通仕様書等の様式のとおりである。

   なお、書類の提出先が「札幌市長」と記載されているものは次のとおり置換えること。

   「札幌市水道事業管理者

   水道局長　○○　○○　様」

   ＊「第 10 章　様式」を参照
2. 施工計画書（工事監督員と協議済み）は、現場着手前に工事監督員に提出すること。
3. 施工体制台帳は工事監督員の点検を受け、現場着手前にその写しを工事監督員に提出すること。

1・1・4　諸法令の遵守

1. 個人情報の取扱い

   札幌市水道局が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知りえた個人情報は全て札幌市水道局の個人情報であり、札幌市水道局の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。